

木津川市男女共同参画計画後期計画中間案

<平成 26 年 10 月>

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。また、平成22年(2010年)12月には「第3次男女共同参画基本法計画」が閣議決定しました。

そのような状況の中、国が示している男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置付けられており、特に「女性の躍進」を推し進める方針が示されています。

しかしながら、現在においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、家庭、地域、職場などに残る慣習も根深く残っています。また、男女間の暴力問題(DV)などの社会的問題も数多く発生し、男女を問わず国民すべての意識改革が重要な課題となります。

本市においても、「木津川市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、今まで実施してきた施策の成果や今後の社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、中間年となる平成26年度に見直しを行いました。

(2) 基本理念

この計画は、「男女がともに輝くまちづくりをめざして」男性と女性が等しくその人権を尊重し合い、性別にかかわらず、家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に発揮して、喜びも責任も分かちあえる男女共同参画のまちづくりをめざします。

(3) 計画の性格と位置付け

本計画は、本市における男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の具体的な内容を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画計画・KYOのあけぼのプラン(3次)、第1次木津川市総合計画後期基本計画を勘案し、「木津川市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、パブリックコメントを実施するなどして、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

(4) 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、中間年度にあたる平成26年度に見直しを行いました。今後も、今までの施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 男女共同参画の現状

(1) 国内外の動き

世界の動き

平成17年(2005年)には、ニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会」(通称「北京十10」)が開催され、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直しが行われました。

そして、平成25年(2013年)には第57回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」の成果文書が、「第4回世界女性会議」の委員会によって採択された宣言を再確認されています。

日本の動き

平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法*」を施行して、男女共同参画社会*の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念や国・地方公共団体及び国民の責務などが明らかにされました。

平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成17年(2005年)にそれまでの取り組みを評価・統括して策定された「第2次男女共同参画基本計画」が示されました。

さらに平成19年(2007年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、保護命令制度等が拡充されました。

そして平成22年(2010年)には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定し、社会のあらゆる分野において平成32年(2020年)までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように取り組むなど、実効性のある施策が示されました。

京都府の動き

平成13年(2001年)には、「京都府男女共同参画計画—新KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成18年(2006年)には、新KYOのあけぼのプランの後期施策についての取り組みが策定されました。また、平成16年(2004年)には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成17年(2005年)には、「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定され、また、平成18年(2006年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、平成21年(2009年)には配偶者からの暴力(DV*)を容認しない社会の更なる実現をめざす計画に改定されました。

平成20年(2008年)には、京都の特性に十分配慮した仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)を推進するため、京都雇用創出活力会議のもとに「ワーク・ライフ・バランス専門部会」が設置されました。そして、女性の就業継続や男性の家庭・地域参画の推進を図るため、平成23年(2011年)3月に「第3次KYOのあけぼのプラン」が施行されました。

(2) 木津川市の現状と動き

旧木津町・旧加茂町・旧山城町が平成19年(2007年)3月に合併し、木津川市が誕生する前から、旧町ごとに男女共同参画に関する取り組みが進められてきました。

合併した平成19年(2007年)には、「木津川市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めています。また、同年に、庁内に木津川市男女共同参画推進会議を設置し、さらに、男女共同参画の推進に関し幅広い意見を求めるため、学識経験者や一般市民などからなる木津川市男女共同参画審議会を設置しました。

平成22年(2010年)には、男女共同参画審議会からの「木津川市男女共同参画計画の策定について」の答申を受け、「一男女がともに輝くまちづくりをめざして」を基本理念とした「木津川市男女共同参画計画一新・キラリさわやかプラン」を策定しました。

本市としては、男女共同参画社会の実現をめざして、木津川市男女共同参画計画が策定された翌年(2011年)から、毎年職場内において施策の進捗状況の調査を行い、その結果を男女共同参画審議会において検証・報告が行われています。また、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、女性の地位向上のための取り組み等の更なる推進を図っています。

第3章 計画の基本的内容

(1) 基本方針

①計画づくり

「木津川市男女共同参画計画一新・キラリさわやかプラン」を策定して5年が経過した中で、今後の男女共同参画を推進していくための総合的な計画として「男女共同参画後期計画」を策定しました。また、審議会では、男女共同参画を推進していくための施策の実施及び達成状況の把握に努めました。

現状を検証するとともに、パブリックコメントにより市民意見の把握に努めました。

②実現性と実効性の確保

新たな国の施策、社会情勢の変化等、さまざまな条件を見定めた中で、基本計画における5年間の進捗状況を検証するとともに、今後の5年間に取り組むべき課題を整理することを基本として、実現性と実効性の高い計画の策定に努めました。

③他の計画等との連携

国、府等との関係計画との整合性を図るとともに、市の総合計画との整合性と体系化を図りました。

(2) 見直しのポイント

①基本目標関係施策の明確化

基本目標の確実な展開を図るために、基本目標の具体化を図りました。

②成果指標と所管課

施策の確実な進捗管理のために、各施策の成果指標を設定するとともに、施策や取り組みの所管課を明記しています。

③施策体系

基本計画の中間年にともない、施策の必要性が希薄となった分野や施策の重複に対応するため、施策体系を一部見直しています。

④施策・事業内容

基本計画の施策・事業を継続することを原則としますが、実施状況の点検と課題を踏まえ施策の見直しを図っています。

(3) 計画策定の体制

①審議会の設置

「木津川市男女共同参画審議会」に諮問し、専門的、総合的な見地から答申をいただきました。

②市民の参加体制

後期計画の中間案について、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を伺いました。

③庁内の策定体制

後期計画にかかる重要な事項の協議は政策会議で行いました。

第4章 施策の体系

後期計画では、一新キラリさわやかプランーの基本理念であります「男女がともに輝くまちづくりをめざして」を目標にするとともに、「一人ひとりを尊重するまちづくり」をめざして、5つの基本目標と、これらに基づく11の重点目標と92の具体策を設定しています。

1. 基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり
 - 重点目標1-1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し
 - 重点目標1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - 重点目標1-3 あらゆる暴力の根絶

2. 基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり
 - 重点目標2-1 働く場での男女共同参画の促進
 - 重点目標2-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3. 基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり
 - 重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 重点目標3-2 地域社会における男女共同参画の促進

4. 基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実
 - 重点目標4-1 生涯を通じた心身の健康づくり
 - 重点目標4-2 子育て支援の充実
 - 重点目標4-3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

5. 基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり
 - 重点目標5 国際化に対応した男女共同参画の推進

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

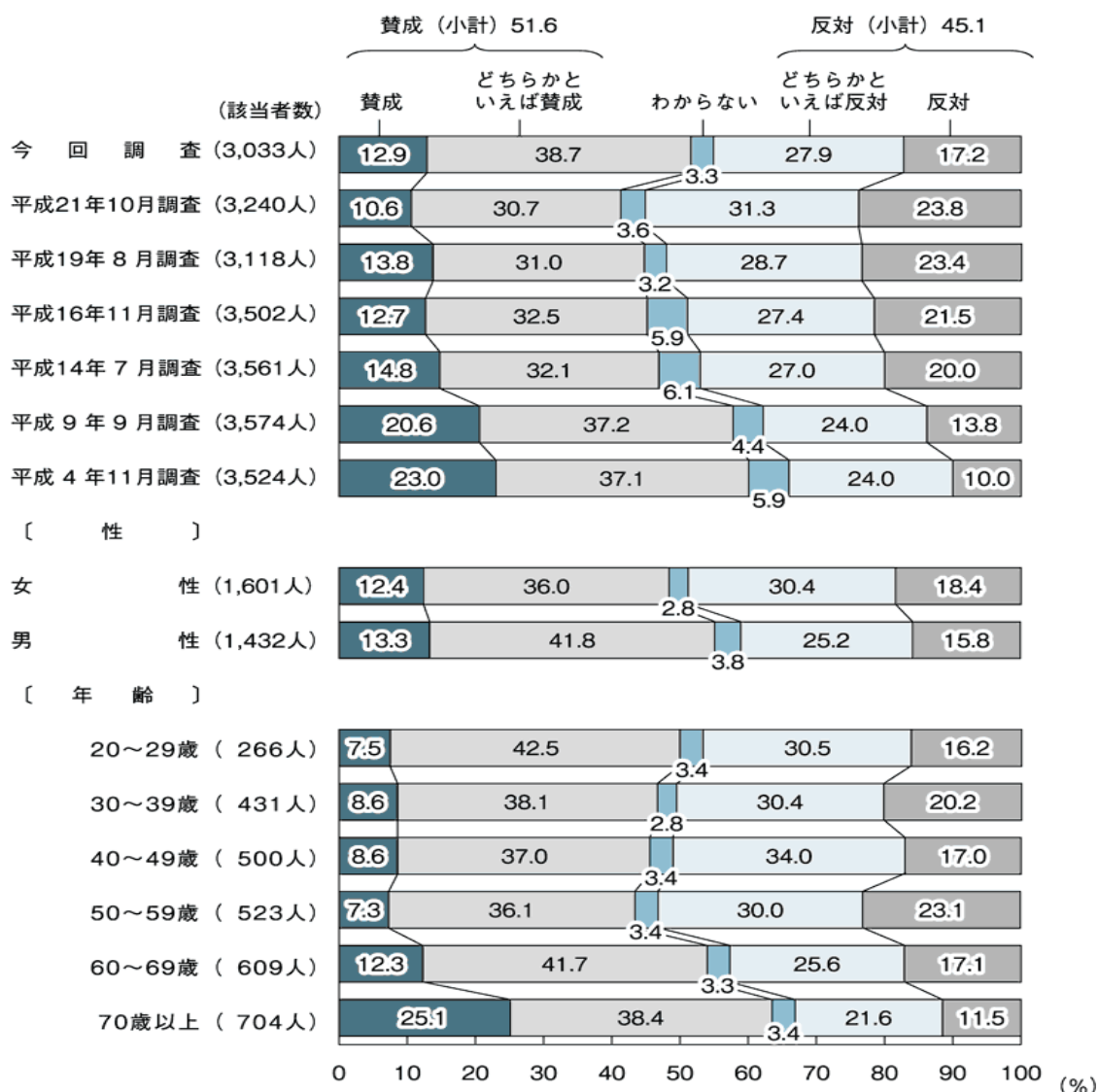
重点目標1-1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し

【現状と課題】

社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要となってきています。

現在、市では女性センターでの館内掲示をはじめ、広報きづがわやホームページ、「表現の手引き」等あらゆる媒体を活用して男女共同参画に関する情報を広く発信しています。また、男女共同参画に関する講演会を毎年開催して、男女がともにいきいきと生活できる社会の実現をめざして、男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直しを進めています。

固定的役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

施策のねらい**①男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進**

男女平等社会の実現のためには、多様なライフスタイルを尊重するとともに、今までの固定的性別役割分担意識・慣行の見直しが必要である。引き続き多様な媒体・機会を通じた広報・啓発活動を実施します。

具体策

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 各種講演会・講座等の開催 | (所管課：人権推進課) |
| 2 男女共同参画週間等多様な機会を通じた啓発活動 | (所管課：人権推進課) |
| 3 広報きづがわやホームページを活用した広報活動 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**②「表現の手引き」の活用とメディア表現の理解と活用の促進**

固定概念にとらわれない表現を推進するために、本市が作成した「表現の手引き」を大いに活用するとともに、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集・判断する能力（メディアリテラシー*）の向上に努めます。

具体策

- | | |
|-------------------|-------------|
| 4 「表現の手引き」の積極的な活用 | (所管課：人権推進課) |
| 5 メディアと連携した広報等の発行 | (所管課：学研企画課) |

施策のねらい**③職員の男女共同参画に関する意識の向上**

全庁的な取り組みにするため、男女共同参画の意識向上に向けた職員研修などを実施します。

具体策

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 6 職員研修等の定期的な実施 | (所管課：人事秘書課、人権推進課) |
| 7 男女共同参画社会の実現に向けた会議の定期的な開催 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**④男女共同参画に関する調査・研究・情報提供**

大きく社会情勢が変化する中で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進むよう、市民の意識や実態の調査・分析・研究をしていくとともに、市民への情報提供に努めます。

具体策

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 8 男女共同参画に関する調査・分析・研究 | (所管課：人権推進課) |
| 9 男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供 | (所管課：人権推進課) |
| 10 各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況の定期的な調査の実施 | (所管課：人権推進課) |
| 11 男女共同参画に関する苦情処理・相談体制の充実 | (所管課：人権推進課) |

重点目標1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画することが重要であり、その基礎となるのが教育・学習です。

男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

現在、市では学校・幼稚園・保育園において、道徳教育等において人権の尊重を柱とした学習の取り組みが進められ、男女の平等、相互協力・相互理解を深める教育・学習が進められています。また、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成が図れるよう、学校、家庭、地域、職場などの社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習が求められています。

施策のねらい

①教育・保育の現場における男女平等教育の推進

学校・幼稚園・保育園において、男女共同参画の視点に立った教育・保育を進めるとともに、男女平等意識を高め、男女が共に参画する社会の形成に向けて、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立の意識を育むための教育を推進します。

具体策

- 12 人権の尊重、男女平等、相互協力、相互理解についての教育・保育の推進
(所管課：子育て支援課、学校教育課)
- 13 性別にかかわらず、個性と能力が活かせる教育、生活指導、進路指導の推進
(所管課：子育て支援課、学校教育課)
- 14 保護者及び教育関係者に対する男女共同参画意識醸成のための啓蒙・啓発
(所管課：子育て支援課、学校教育課)

施策のねらい

②家庭における男女平等意識の醸成

家庭における男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供に努めます。

具体策

- 15 家庭教育に関する学習機会の提供及び啓発
(所管課：社会教育課)

施策のねらい

③生涯学習における男女平等教育の推進

公民館等で行われている生涯学習において、男女共同参画の意識を高める学習のプログラムの開発や講座の開設など、誰もが参加しやすい施設の環境づくりを進める。

具体策

- 16 男女平等に関する生涯学習情報の提供及び学習機会の充実
(所管課：社会教育課)
- 17 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実
(所管課：社会教育課)
- 18 誰もが参加しやすい場所・日程等の工夫
(所管課：関係各課)

重点目標1-3 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

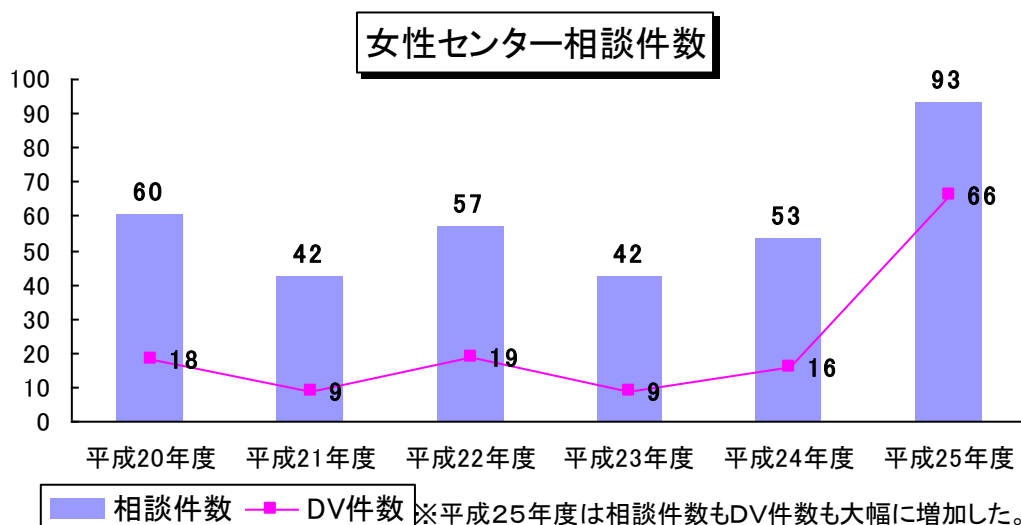
今日、児童や女性、高齢者など社会的弱者に対する暴力は後を絶たず、全国的に深刻な社会問題となっています。

とりわけ女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。

特にインターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。

本市においても、同様のケースが多く潜在していると考えられます。また、女性センターへの配偶者やパートナーなどからの暴力（DV）に関する相談件数も大幅に増加してきている状況があります。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するためには、暴力を許さない意識の高揚、相談、支援体制の強化、被害者の保護・自立支援など、関係施策の充実・強化を図ることが必要です。



資料:木津川市

施策のねらい

①あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進

あらゆる暴力は著しい人権侵害であるという認識を周知徹底し、根絶に向けた啓発活動を行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」や「ストーカー規制法*」などの周知に努めます。

具体策

- 19 DV防止啓発期間等における広報・啓発事業の実施 (所管課:人権推進課)
- 20 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー規制法」に関する関係法令の周知 (所管課:人権推進課)

施策のねらい**②DV被害者等の保護と支援体制の充実**

市民への周知を徹底するとともに、相談担当職員の育成及び相談体制の充実に努める。また、関係機関と連携しながらDV被害者等の保護と支援体制に向けた適切な対応を図ります。

具体策

- | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|
| 21 | 庁内関係機関との連携・支援体制の整備 | (所管課：人権推進課他) |
| 22 | DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実 | (所管課：人権推進課他) |
| 23 | 京都府、警察署等の関係機関との連携強化 | (所管課：人権推進課他) |
| 24 | DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知 | (所管課：人権推進課他) |
| 25 | DV被害者等の保護の推進 | (所管課：市民年金課、人権推進課他) |
| 26 | DV被害者等の自立支援 | (所管課：人権推進課、社会福祉課、子育て支援課) |
| 27 | DV被害者等の市営住宅の優先入居 | (所管課：建設課) |
| 28 | DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供 | (所管課：人権推進課) |

施策のねらい**③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

地域や職場などあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。

具体策

- | | | |
|----|--------------------------------|-------------|
| 29 | セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催 | (所管課：人権推進課) |
|----|--------------------------------|-------------|

基本目標2 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

重点目標2-1 働く場での男女共同参画の促進

【現状と課題】

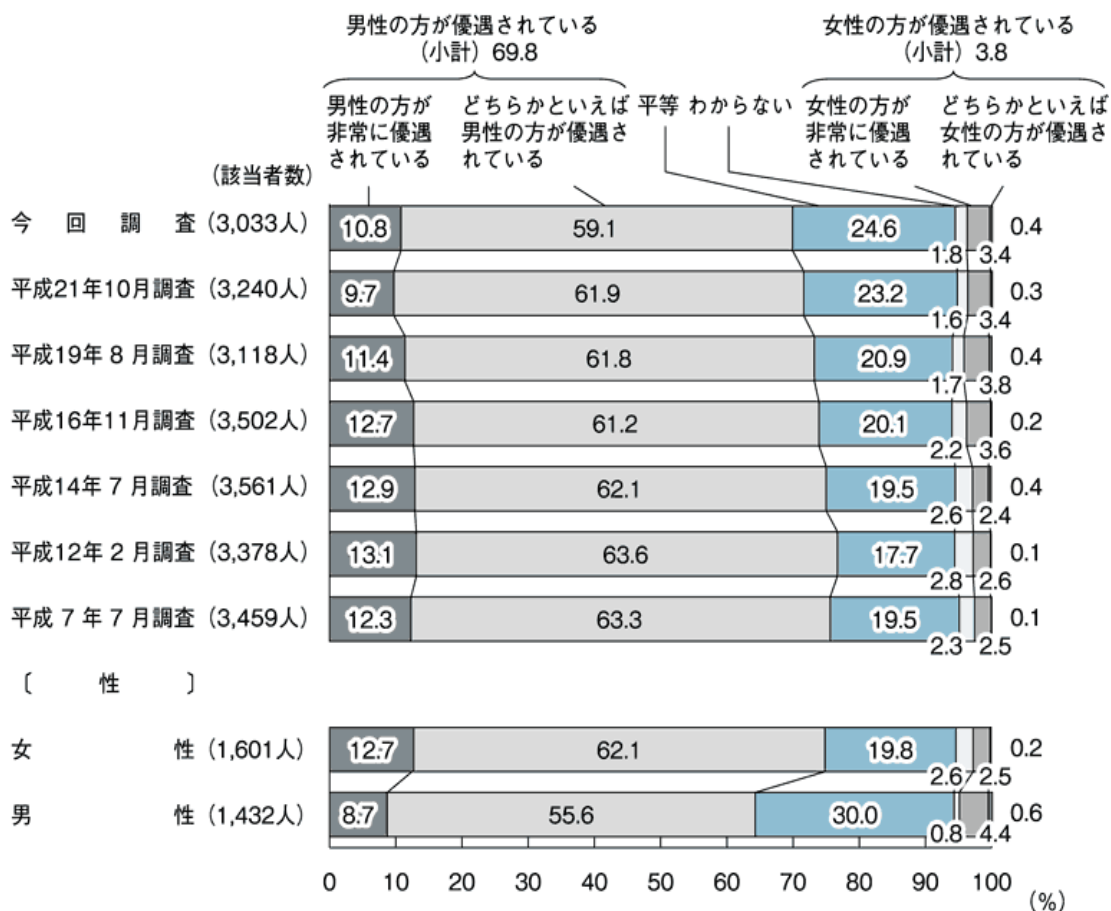
就業は生活の経済的基盤であり、人が自立して生きていくための重要なものです。少子高齢化の進行などとともに、女性の労働力は経済の活性化には必要不可欠であります。また、働くことは自己表現につながるものでもあり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、極めて重要な意義を持ちます。

本市においても、最近では、男性が中心であった業務に、女性が就労されているケースも数多く見受けられるようになってきましたが、まだまだ少なく、また、賃金や昇進・昇格、就業形態など、機会や待遇においては依然として男女の差がみられる状況です。

また、パートタイム労働などの非正規雇用と正規雇用の格差は大きく、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

男女共同参画社会の実現のためには、このような雇用の形態において、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた取り組みが必要です。

社会全体における男女の地位の平等感



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

【就業者総数における女性の割合（木津川市）】

平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
38.4%	40.4%	41.2%

資料：国勢調査

*経済構造の変化とともに、女性労働者の促進や職域拡大が不可欠になっており、就業者に占める女性の割合も4割を超えている。

施策のねらい

①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者や労働者を対象に「男女雇用機会均等法*」や「労働基準法*」、「育児・介護休業法*」、「パートタイム労働法*」などを中心に労働権についての情報提供、周知、啓発を図ります。また、「労働基準法」の母性保護規定や健康管理の周知・啓発を図ります。

具体策

- 30 「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」等の制度の周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 31 女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 32 メンタルヘルスの確保等、職場における健康管理の取り組み
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 33 職場における待遇の改善に向けての啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

②女性の能力開発等の支援

就労意欲のある女性が能力を発揮し技能を習得するための、就業能力の開発などの支援を行います。

また、女性企業家に対し、起業に関する情報の提供などの支援を行います。

具体策

- 34 パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催
(所管課：人権推進課)
- 35 就職、再就職のための情報提供等の支援
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 36 起業のための情報提供等の支援
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実

就業をめざす女性を支援するための情報の提供や、労働に関する相談などについて関係機関と連携しながら対応していきます。

具体策

- 37 再就職準備セミナーの開催
(所管課：人権推進課)
- 38 京都ジョブパークやハローワークなどの関係機関との連携による相談業務の推進
(所管課：人権推進課)

- 39 京都ジョブパークやハローワークなどの就職情報や就業支援に関する情報の提供
(所管課:人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

④農業・商工業等における働きやすい環境づくり

女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、仕事面における男女の役割分担の固定や格差の解消が図れるよう働きかけていきます。

具体策

- 40 農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進 (所管課:観光商工課、農政課)
41 女性の労働に対する適正な評価のための啓発 (所管課:観光商工課、農政課)
42 女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供
(所管課:観光商工課、農政課)
43 女性農業士等の認定促進に関する啓発 (所管課:農政課)

重点目標2-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が急激に進展する中、男女が仕事と家庭を両立させ、バランスのとれた生活を実現させていくことは、男女共同参画社会を築く上において重要なことです。

また、長時間労働等の従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠です。

市においても、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考え方に立ち、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

また、男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、様々な課題の解決に向けた取り組みと環境整備を進めていく必要があります。

施策のねらい

①企業等における仕事と家庭の両立支援の取り組みの促進

企業などにおける育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図ります。

具体策

- 44 育児休業や介護休業等の制度利用を促進のための周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 45 厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業）」や
京都府の「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)
- 46 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの周知・啓発
(所管課：人権推進課、観光商工課)

施策のねらい

②仕事と子育て・介護の両立支援

仕事と子育て・介護などを両立するための情報を提供するとともに、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの充実に努めます。

具体策

- 47 多様な就労形態に対応できる保育・介護サービス制度の周知
(所管課：人権推進課、高齢介護課)

施策のねらい

③家庭における男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講座を開催します。

具体策

48 男性対象の料理教室等の開催 (所管課：人権推進課、健康推進課)

49 夫婦が協力して子育てにかかわるための父親教室等の開催
(所管課：子育て支援課)

施策のねらい

④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進

地域活動への男女の参加を推進します。また、余暇活動・自己啓発を推進し、心も体も健康で豊かな生活を送るための事業を行います。

具体策

50 地域活動を支援するとともに健康づくりや趣味教養講座等の開催
(所管課：人権推進課、社会教育課他)

基本目標3 男女共同参画による地域社会づくり

重点目標3-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

男女ともにあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適切な評価を受け、活躍できる社会が求められています。物事を決定する時においても、男女の様々な人が関わり意見を出し合う中で決まっていくことが男女共同参画の社会であります。

国では、平成22年(2010年)第3次男女共同参画基本計画において、早急に対応すべき課題として、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう目標が定められております。

市役所においても、平成26年(2014年)4月現在、市職員(493名)に占める女性の割合は約46.7%となっており、女性管理職においては22名が登用され管理職全体の23.2%となっております。

また、関係各課における審議会などの委員では、女性委員の登用が積極的に行われてはおりますが、女性委員のいない委員会や、公募制度が導入できていない委員会もあるため、女性の政策・方針決定過程への参画については、改善すべき点がまだまだ見受けられます。

そのため、女性の政策・方針決定過程への参画を積極的に行い、女性と男性それぞれの意見が反映した地域社会づくりを進めていく必要があります。

市政への男女共同参画の状況(女性の比率)

	平成21年度	平成26年度	目標(平成31年度)
庁内審議会及び委員会	29.3	32.9	40%
市議会議員	19.2	29.2	
市管理職員	16.0	23.2	30%

資料:木津川市(平成26年4月)

施策のねらい

①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、審議会などの女性委員を、平成32年度(2020年度)までに少なくとも40%を下回らない委員構成をめざします。

具体策

- 51 各委員会・審議会における女性委員ゼロの解消 (所管課:関係各課)
- 52 各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成32年度(2020年度)までに40%を目標とする計画的な推進 (所管課:関係各課)
- 53 各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進 (所管課:関係各課)
- 54 男女共同参画人材リストの作成及び提供 (所管課:人権推進課)

55 市の女性職員の管理職への登用促進

(所管課:人事秘書課)

施策のねらい

②市政への市民参画の促進

市の広報きづがわやホームページへの意見・パブリックコメントを利用し、男女を問わず幅広く市民が市政に意見・提案しやすい環境づくりを進めます。

具体策

56 市のホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用・普及

(所管課:学研企画課)

重点目標3-2 地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域コミュニティは家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は男女共同参画社会の実現にとって重要です。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等の防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

本市においても、現在、女性の地域長はゼロで、地域の方針決定の場に女性の意見が反映されていない状況ですが、高齢者の見守り活動や子育て支援活動においては女性が多く参画しています。

しかし、本市にはゆるやかな木津川の流れと優しい山並みに象徴される素晴らしい自然、そして、文化財の宝庫があります。豊かな自然環境と調和した史跡、神社仏閣、伝統的な祭り等、有形無形の歴史的文化的遺産が豊富にあり、伝統的な町並みや農村集落等も数多く残っています。この貴重な歴史的文化的遺産を大切に保存し、魅力を発信し、地域活性を図るためには、女性の活躍が期待でき、地域おこし・まちづくり・観光などの分野での新たな活動の場を広げることが求められています。

木津川市の暮らしやすさ

	満足	ほぼ満足	どちらとも言えない	やや満足	不満	不明・無回答
人権の尊重、男女共同参画の促進	1.7	18.6	68.1	5.7	2.2	3.7

出典：木津川市のまちづくりに関するアンケート調査報告書（平成25年9月）



男女共同参画講演会『みんなで支え合う地域の防災』（平成26年7月）

施策のねらい

①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進

行政が市民や団体などと連携した事業を開催することにより、市民相互のネットワークづくりを進め市民の活力を促進します。

具体策

- 57 行政と市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進
(所管課：人権推進課他)
- 58 地域おこし・まちおこし・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援
(所管課：学研企画課、観光商工課他)

施策のねらい

②男女共同参画を進めるための場の提供

男女共同参画を進めるために、市民や団体などへの情報提供や相互交流の場として、女性センターの活用を促進します。

具体策

- 59 男女共同参画推進のための拠点（女性センター）の活用
(所管課：人権推進課)

施策のねらい

③男女で取り組む地域活動の促進

行政地域活動や消防団活動などにおいて、女性の積極的な活動を促進するための啓発活動を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた地域振興・防災体制を図ります。

具体策

- 60 女性消防団員の活動の充実
(所管課：危機管理課)
- 61 男女のニーズに対応した地域防災計画の推進
(所管課：危機管理課)
- 62 行政地域活動における女性の参画の促進
(所管課：総務課)

基本目標4 健康づくりの推進と福祉の充実

重点目標4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、非常に重要なことです。

特に女性は妊娠や出産など、各年代において男性と異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

生涯にわたって健康に過ごすためには、成長過程の重要な時期である思春期において、性や喫煙、飲酒、薬物など、健康を脅かす問題に関する正しい理解が必要になります。

また、近年増加している生活習慣病などの予防に向け、自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育の充実が求められています。

本市においても、男女がともに生き生きと生活できる社会の実現をめざして、健康診断や各種がん検診、健康相談などの実施・啓発に取り組み、市民の生涯にわたる健康づくりや相談を積極的に実施しています。

健康診断事業実績

内 容		対象年齢	受診者数(人)	男	女
乳児前期健診		生後3・4か月児	665	未把握	
乳児後期健診		生後10・11か月児	687		
幼児健診		1歳6・7か月児	718		
幼児歯科健診		1歳9・10か月児	694		
3歳児健診		3歳6・7か月児	803		
いきいき健診(生活保護)		40歳以上	25	9	16
肝炎検診		40歳	524	180	344
胃がん検診		40歳以上	4386	1925	2461
肺がん検診(結核含む)		40歳以上	6174	2674	3500
大腸がん検診		40歳以上	6265	2622	3643
前立腺がん検診		55歳以上	2214	2214	男性のみ
乳がん検診	視触診	30歳代		女性のみ	
	マンモ併用	40歳以上	1889		1889
子宮がん検診		20歳以上	4706	女性のみ	4706
歯周疾患検診		40・50・60・70歳	436	未把握	
骨粗しょう症検診		40・45・50・55・ 60・65・70歳	309	女性のみ	309

資料:木津川市(平成26年)

施策のねらい

①男女の性をともに理解し、尊重し合う意識を育む啓発活動の推進

学校教育において、児童・生徒に生命尊重や男女平等意識などの人間尊重の精神に基づく性の教育を進めます。

具体策

- 63 児童に対する性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、DV等、性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実（所管課：学校教育課、人権推進課）

施策のねらい

②健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ*や、子宮頸がんの原因となるHPV*（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむことはもとより、家庭崩壊や犯罪の原因となることから、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

具体策

- 64 HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施
（所管課：国保医療課、健康推進課、学校教育課）

施策のねらい

③妊娠・出産等に関する健康支援の充実

妊娠・出産期の女性を対象とした健康診断・相談・指導などを充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育てなどへの男性の理解と協力を進めるため、男女がともに参加できる講座等を充実します。

具体策

- 65 妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座等の開催
（所管課：健康推進課）

施策のねらい

④男女のライフステージに応じた健康支援の充実

男女の生涯にわたる健康の増進に向け、各年代に応じた健康教育や健康診断・指導・相談などの充実を図ります。

具体策

- 66 男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実
（所管課：健康推進課、学校教育課）
- 67 中高年のための生活習慣病等の対策及び健康づくりの推進
（所管課：健康推進課、社会教育課）
- 68 性差に応じた的確な医療・検診等の推進（所管課：健康推進課）
- 69 生涯にわたるスポーツ活動の推進（所管課：社会教育課）

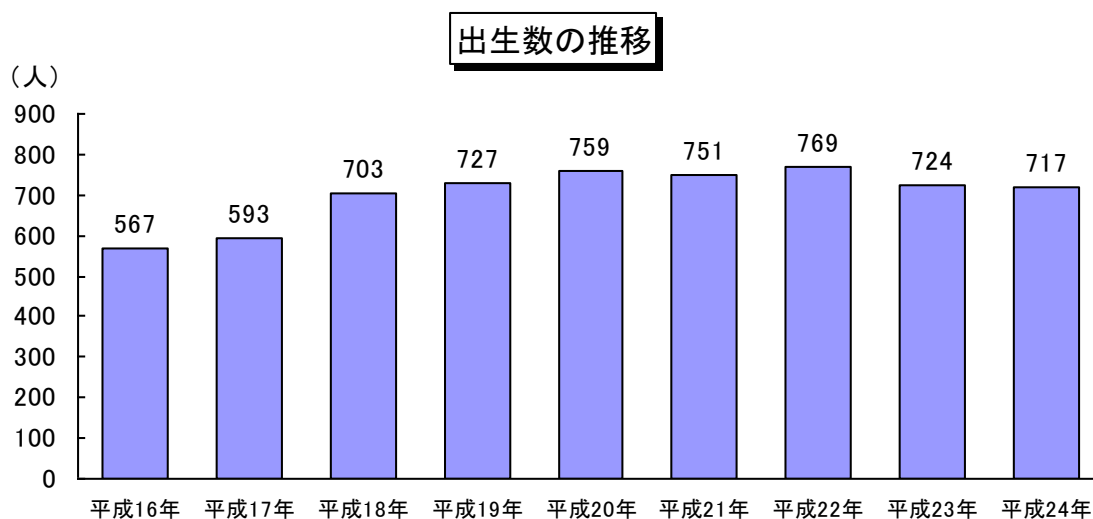
重点目標4-2 子育て支援の充実

【現状と課題】

人々の生活様式の変化から核家族化の進行やひとり親家庭の増加など、育児の援助を求める保護者が増加しているといわれています。さらに、幼い子どもを持つ母親は、日々戸惑いと不安の中で孤立して、ストレスを溜め込んでしまっていることも多く、子どもたちののびやかなこころの発達にも大きな影響を及ぼしかねません。

本市においても、平成22年に策定した「木津川市次世代育成支援地域行動計画」において、市の子育て支援の充実と事業所における雇用環境の整備が柱として取り組みを進めてきております。今後も、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進めることが必要です。

また、子育てや児童虐待に関する相談件数は増加している状況にあり、児童相談事業の充実や児童虐待の防止対策の充実を図ることが求められています。



資料:木津川市統計書

ひとり親世帯数の状況

	木津川市		京都府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
母子家庭	268	387	16,465	16,392	749,048	755,972
	1.3%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
父子家庭	32	39	1,711	1,674	92,285	88,689
	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%

資料:国勢調査

施策のねらい

①多様な保育サービスの充実

保育園の待機児童の解消を図るとともに、多様なニーズに応じたきめ細かな保育サービスの提供を図ります。また、子育て支援者を養成し、地域や市民の子育て力の向上を図るとともに、養成された子育て支援者の活動の充実を図ります。

具体策

- 70 保育園等の受け入れ体制の充実 (所管課:子育て支援課)
- 71 保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実 (一時保育・休日保育・延長保育・病後児保育等) (所管課:子育て支援課)
- 72 放課後児童クラブの充実 (所管課:子育て支援課)
- 73 各事業を実施する際の保育ルームの開設 (所管課:子育て支援課他)
- 74 地域子育て支援センター・つどいの広場事業の充実 (所管課:子育て支援課)
- 75 育児サポーター養成講座の開催及び育児サポーターの育成 (所管課:子育て支援課)

施策のねらい

②育てに関する情報提供・相談体制の充実

育児の孤立や不安の解消を図るため、家庭児童相談室・子育て支援センター・保健センター・保育園・幼稚園での情報提供や相談の充実を図ります。

具体策

- 76 子育てに関する児童相談事業の充実 (所管課:子育て支援課・健康推進課・学校教育課)

施策のねらい

③ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの健やかな成長を妨げることのないよう、相談・情報提供などの充実を図ります。

具体策

- 77 ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実 (所管課:子育て支援課他)
- 78 ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進 (所管課:子育て支援課他)

施策のねらい

④児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見・早期対応や、虐待を受けた子どもの保護対策などを関係機関と連携し、虐待の防止に努めます。

具体策

- 79 要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発 (所管課:子育て支援課他)

重点目標4-3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり**【現状と課題】**

高齢化が急速に進展している中、今後介護を必要とする高齢者はさらに増えていくことが予測されます。平成12年（2000年）に介護保険制度が施行され、介護に対する女性の負担は減少したとはいえ、未だに多くの女性が担っているのが現状です。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として積極的にとらえる必要があります。

また、性別や年齢・障害の有無に関わらず、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らせることは誰もが望むことです。高齢になっても障害があっても、それぞれの意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える一員として、充実した生活が実現できるような社会参画の機会の提供や、安全で自立した活動ができる環境整備に取り組む必要があります。

本市においても、地区によって状況は異なりますが高齢化率は増加傾向にあります。住民基本台帳によりますと、平成26年（2014年）3月末の65歳以上の人口は15,465人、高齢化率は21.4%となっています。

高齢化が進行する中、高齢者への各種福祉施策のほかに、高齢期において健康で生きがいを持って暮らしていくために、長年の知識・経験を活かした就労支援や、生涯学習の機会の充実などを図っていくことが重要です。

また、一般高齢者をはじめとして、一人暮らしの高齢者、要支援・要介護認定者の方を家庭で介護するのは主に女性です。

障害者への福祉施策としては、障害者団体への活動助成や、市内にある地域活動支援センターなどの支援などのほか、生きがいづくりの促進や家族介護者への支援を行っています。

施策のねらい**①高齢者・障害者福祉サービスの充実**

高齢者・障害者への福祉サービスについては、保健、福祉、医療等関係機関と連携を図り、自立支援に向けての制度の充実を図ります。

具体策

- | | |
|----------------------|-------------|
| 80 介護サービス及び介護予防事業の充実 | (所管課:高齢介護課) |
| 81 障害者福祉サービスの充実 | (所管課:社会福祉課) |

施策のねらい**②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実**

地域包括支援センターなどの相談窓口の強化や情報提供の充実を図るとともに、権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や障害のある人が自立して安心した地域生活を送れるよう、社会福祉協議会などが実施する地域福祉権利擁護事業の普及・活用などに努めます。

具体策

- 82 介護相談支援事業の推進 (所管課: 高齢介護課)
- 83 介護情報の収集・提供 (所管課: 高齢介護課)
- 84 障害者相談支援事業の推進 (所管課: 社会福祉課)
- 85 社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発
(所管課: 社会福祉課)

施策のねらい

③介護における男女共同参画の促進

在宅介護サービスの有効かつ適切な利用を促すとともに、家庭介護に関する講座や啓発活動の充実に努めます。

具体策

- 86 家庭介護に関する講座等の開催 (所管課: 人権推進課、高齢介護課)

施策のねらい

④高齢者・障害者の社会参画の支援

地域の中で、自らの経験や知識を生かして活動できる場の提供と体制を推進します。また、シルバー人材センター及び授産施設などとの連携により、高齢者及び障害のある人に適した就労の機会の提供及び就労の場の拡大に努めます。

また、学習機会の充実やスポーツ・交流活動・地域活動を支援します。

具体策

- 87 シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保
(所管課: 高齢介護課)
- 88 授産施設への障害者の就労支援及び就労機会の確保 (所管課: 社会福祉課)
- 89 学習機会の充実・スポーツ・交流活動・地域活動の支援
(所管課: 社会福祉課、高齢介護課、社会教育課)

施策のねらい

⑤高齢者・障害者の虐待防止対策の充実

高齢者・障害者の虐待の早期発見・対応や養護者支援の体制などを関係機関と連携して行うとともに、養護者・家族などをはじめ、地域住民の高齢者・障害者の虐待に対する認識を深めるための啓発に努めます。

具体策

- 90 高齢者・障害者虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発
(所管課: 社会福祉課、高齢介護課)

基本目標5 国際化に対応した心豊かなまちづくり

重点目標5 国際化に対応した男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。

グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加しています。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増していますが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組み合わせであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加しています。

本市においても、多様な国籍の外国人が、学研都市を通じてかかわりを持っており、国による文化や価値観を否定せず、違いを認め合う感性が重要です。特に、外国人女性は、言語も違い、文化・価値観の違いによる困難さに加え、女性であることで更に困難な状況に置かれています。

そのためには、国際交流・国際協力などを通じ、国際理解を深め、連携と強調の精神のもとで男女共同参画の取り組みを推進する必要があります。

国籍別外国人登録人口

国籍	男	女	全体	世帯主数	国籍	男	女	全体	世帯主数
オーストラリア	4	1	5	4	朝鮮	7	6	13	9
ベルギー	1	0	1	1	韓国	66	84	150	67
ブラジル	10	2	12	4	マレーシア	0	1	1	0
ブルガリア	2	1	3	1	メキシコ	3	0	3	3
ミャンマー	0	1	1	0	ネパール	3	1	4	3
バングラデシュ	2	0	2	2	ニュージーランド	1	0	1	1
カンボジア	0	26	26	26	パキスタン	1	0	1	1
カナダ	9	3	12	9	パラグアイ	0	1	1	0
スリランカ	3	1	4	2	フィリピン	0	19	19	3
中国	62	52	114	62	ルーマニア	0	1	1	1
台湾	1	5	6	2	ロシア	7	6	13	7
クロアチア	1	0	1	1	スイス	1	0	1	0
デンマーク	1	0	1	0	シンガポール	0	1	1	0
フランス	3	1	4	3	タイ	0	4	4	0
ガーナ	1	0	1	1	トルコ	2	2	4	1
インドネシア	2	1	3	1	英国	9	1	10	8
イラン	1	0	1	0	米国	21	12	33	17
イタリア	2	0	2	1	ベトナム	2	6	8	2
合 計						228	239	467	243

資料:木津川市国籍別外国人集計表(平成26年)

施策のねらい

①国際的視野に立った男女共同参画の推進

この地域に暮らす外国人との交流の場や、国際交流事業などを充実し、国際的視野に立った男女共同参画の推進を図ります。

具体策

91 国際交流事業の推進

(所管課：社会教育課他)

92 市内在住外国人との交流事業の実施

(所管課：社会教育

課他)

施策のねらい

②国際理解を深めるための学習機会の充実

男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供に努めます。

具体策

93 男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供

(所管課：人権推進課)

第5章 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。そのために、庁内に男女共同参画推進会議を設け、計画の実施について相互の調整を行い、総合的かつ効果的な取り組みを行います。

また、定期的に進捗状況を把握するとともに、男女共同参画審議会を開催し計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画計画の円滑な実施にあたっては、国・京都府・他自治体との連携が不可欠となることから、京都府や近隣自治体の動きを的確に把握するとともに、情報の収集・提供などに努めます。

(3) 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みをすることができるよう、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発を行います。

(4) 男女共同参画の推進に関する評価指標

男女共同参画の推進に関する評価指標

項目	評価方法	市 計画策定時	市 現状値 平成26年度	市 目標値 平成31年度	府 目標値 平成27年度	国 目標値 平成32年度
市(府、国)の審議会等における女性委員の割合	庁内データ	29.3% H21.4 現在	32.9% H26.4 現在	40%	40%	30%
女性委員のいない審議会数	庁内データ	8 H21.4 現在	7 H26.4 現在	0		
市(府)の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上)	庁内データ	16.0% H21.4 現在	23.2% H26.4 現在	30%	10%	
市(府)の男性職員の育児休業取得率	庁内データ	男性 0% H21.4 現在	男性 7.1% H26.4 現在	10%	10%	13%
男女共同参画人材リスト登録者数	庁内データ	59人 H21.4 現在	75人 H26.4 現在	150人		
育児期にある女性の労働力率	国勢調査	30～34歳 56.6%(H17) ----- 35～39歳 54.2%(H17)		5%以上 増加		

1 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保される

ことその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の
 施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣
 総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 男女共同参画基本計画(第3次)の概要

第1部 基本的考え方

1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（以下「仕事と生活の調和」という。）、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

3 今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

4 第3次基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 政治分野における女性の参画の拡大

- ア 国の政治における女性の参画の拡大
- イ 地方の政治における女性の参画の拡大
- ウ 政治分野における男女共同参画の推進方策

2 司法分野における女性の参画の拡大

- ア 検察官における女性の参画の拡大
- イ 裁判官における女性の参画の拡大
- ウ 弁護士における女性の参画の拡大

- 3 行政分野における女性の参画の拡大
 - ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ウ 行政分野における男女共同参画の推進方策
- 4 雇用分野における女性の参画の拡大
 - ア 企業における女性の参画の拡大
 - イ 企業における男女共同参画の推進方策
- 5 その他の分野における女性の参画の拡大
 - ア その他の分野における女性の参画の拡大
 - イ その他の分野における男女共同参画の推進方策

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討
 - イ 税制の見直しの検討
 - ウ 社会保障制度の検討
 - エ 家族に関する法制の整備等
 - オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等
- 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進
 - イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進
 - ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進
- 3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
 - ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進
 - イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進
 - ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充
 - エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進
 - オ 政府職員の理解の促進等
- 4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供
 - ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施
 - イ 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実
 - ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討
 - エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 1 男性にとっての男女共同参画
 - ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
 - イ 企業における男性管理職等の意識啓発
 - ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

- エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援
- オ 男女間における暴力の予防啓発の充実
- カ 食育の推進
- キ 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等
- ク その他の取組
- 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成
 - ア 教育による男女共同参画の理解の促進
 - イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進
 - ウ その他の取組
- 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現
 - ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策
 - イ メディア・リテラシーの向上
 - ウ 児童ポルノ対策の推進
 - エ 児童買春対策の推進
 - オ 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進
 - カ 安心して親子が生活できる環境づくり
 - キ 社会全体で子どもを支える取組
 - ク その他の取組

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 男女間の賃金格差の解消
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
- 2 非正規雇用における雇用環境の整備
 - ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
 - イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進
 - ウ パートタイム労働対策の総合的な推進
 - エ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- 3 ポジティブ・アクションの推進
- 4 女性の能力発揮促進のための支援
 - ア 女性の活躍事例の発信
 - イ 在職中の女性に対する能力開発等の支援
- 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - ア 再就職に向けた支援
 - イ 仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進
 - ウ 女性起業家に対する支援
 - エ 雇用・起業以外の就業環境の整備等
 - オ 社会制度に関する検討

6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

- ア 女性の継続就業のための環境整備
- イ 企業の取組に対する支援
- ウ その他の取組

7 女性の活躍による経済社会の活性化

- ア 女性の能力発揮促進のための支援
- イ 女性の継続就業及び再就職に対する支援
- ウ 女性起業家に対する支援
- エ 家族従業者の就業環境の整備等

第5分野 男女の仕事と生活の調和

1 仕事と生活の調和の実現

- ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進
- エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実
- イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実

3 働く男女の健康管理対策の推進

- ア メンタルヘルスの確保
- イ 女性労働者の母性保護及び母性健康管理
- ウ 妊娠・出産する女性の就業機会確保

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ア 意識と行動の変革
- イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ア 女性の経済的地位の向上
- イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ア 快適に働くための条件整備
- イ 高齢化の進展への対応

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

1 セーフティネットの機能の強化

- ア 社会保険の適用拡大の検討
- イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立
- ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究

- 2 雇用・就業の安定に向けた課題
- 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
 - ア ひとり親家庭等に対する支援の推進
 - イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組
- 4 男女の自立に向けた力を高める取組
 - ア 若年期の自立支援の充実
 - イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実
 - ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援
 - イ 高齢男女の生活自立支援
 - ウ 良質な医療・介護基盤の構築等
 - エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等
 - オ 高齢者の貧困等生活上の困難への対応
- 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備
 - ア 総合的な障害者施策の推進
 - イ 障害者の自立を容易にするための環境整備
 - ウ 雇用・就労の促進
- 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
 - イ 相談しやすい体制等の整備
 - ウ 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
 - エ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - オ 女性に対する暴力に関する調査研究等
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護及び自立支援
 - エ 関連する問題への対応
- 3 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処等
 - イ 被害者への支援・配慮等
 - ウ 加害者に関する対策の推進等
 - エ 啓発活動の推進

- 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
 - ア 子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
 - イ 児童ポルノ対策の推進
 - ウ 児童買春対策の推進
 - エ 広報啓発の推進
- 5 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の根絶に向けた対策の推進
 - イ 売買春からの女性の保護、社会復帰支援
- 6 人身取引対策の推進
 - ア 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進
- 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- 8 メディアにおける性・暴力表現への対応
 - ア 広報啓発の推進
 - イ 流通防止対策の推進等
 - ウ 調査研究等

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進
 - ア 健康寿命の更なる延伸
 - イ 地域における医療体制の整備
 - ウ 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進
 - エ 女性の健康づくり支援
 - オ 男性の健康づくり支援
 - カ 食育の推進
 - キ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
 - ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減
 - イ 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実
 - ウ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等
 - エ 不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備
 - オ 人工妊娠中絶の心身への影響についての知識等の普及
 - カ 性に関する指導の実施と科学的な知識の普及
 - キ 人工妊娠中絶・生殖補助医療について
- 3 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - (1) HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

- ア 予防から治療までの総合的な対策の推進
 - イ 学校におけるH I V／エイズ、性感染症に関する教育の推進
 - (2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
 - ア 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶
 - イ 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実
 - ウ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供
 - エ 受動喫煙の防止
 - 4 性差に応じた健康支援の推進
 - 5 医療分野における女性の参画の拡大
 - ア 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援
 - イ 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備
 - ウ 医療従事者全体の更なる専門性の発揮
 - 6 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 1 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
 - イ 初等中等教育の充実
 - ウ 高等教育の充実
 - エ 社会教育の推進
 - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実
 - 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
 - ア 生涯学習・能力開発の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実
 - 3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
 - ア 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
 - 2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
 - ア 女性研究者のネットワークの構築、勤務環境の整備等
 - イ 研究者等の実態把握
 - 3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上

- 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 3 メディア分野における女性の参画の拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
 - ア 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化
 - イ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進
 - ウ 地域ネットワークの構築の支援
 - エ 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進
- 2 地域の活動における男女共同参画の推進
 - ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
 - イ 地域活動への多様な人々の参画促進
 - ウ 地域ネットワークの構築の支援
 - エ 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発
- 3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進
 - ア 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
- 4 防災における男女共同参画の推進
 - ア 防災分野における女性の参画の拡大
 - イ 防災の現場における男女共同参画
 - ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等
- 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
 - ア 環境分野における女性の参画の拡大
 - イ 国際的な対応

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
 - ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - イ 未締結の条約等に関する検討
- 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献
 - ア 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進
 - イ 女性の平和への貢献
 - ウ 国際機関・研究機関等との連携・協力推進
- 3 対外発信機能の強化
 - ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - イ 日本の特徴をいかしたテーマの対外発信
 - ウ NGO等との連携・協力推進
 - エ 国際会議におけるイニシアティブの発揮

第3部 推進体制

1 国内本部機構の強化

(1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化

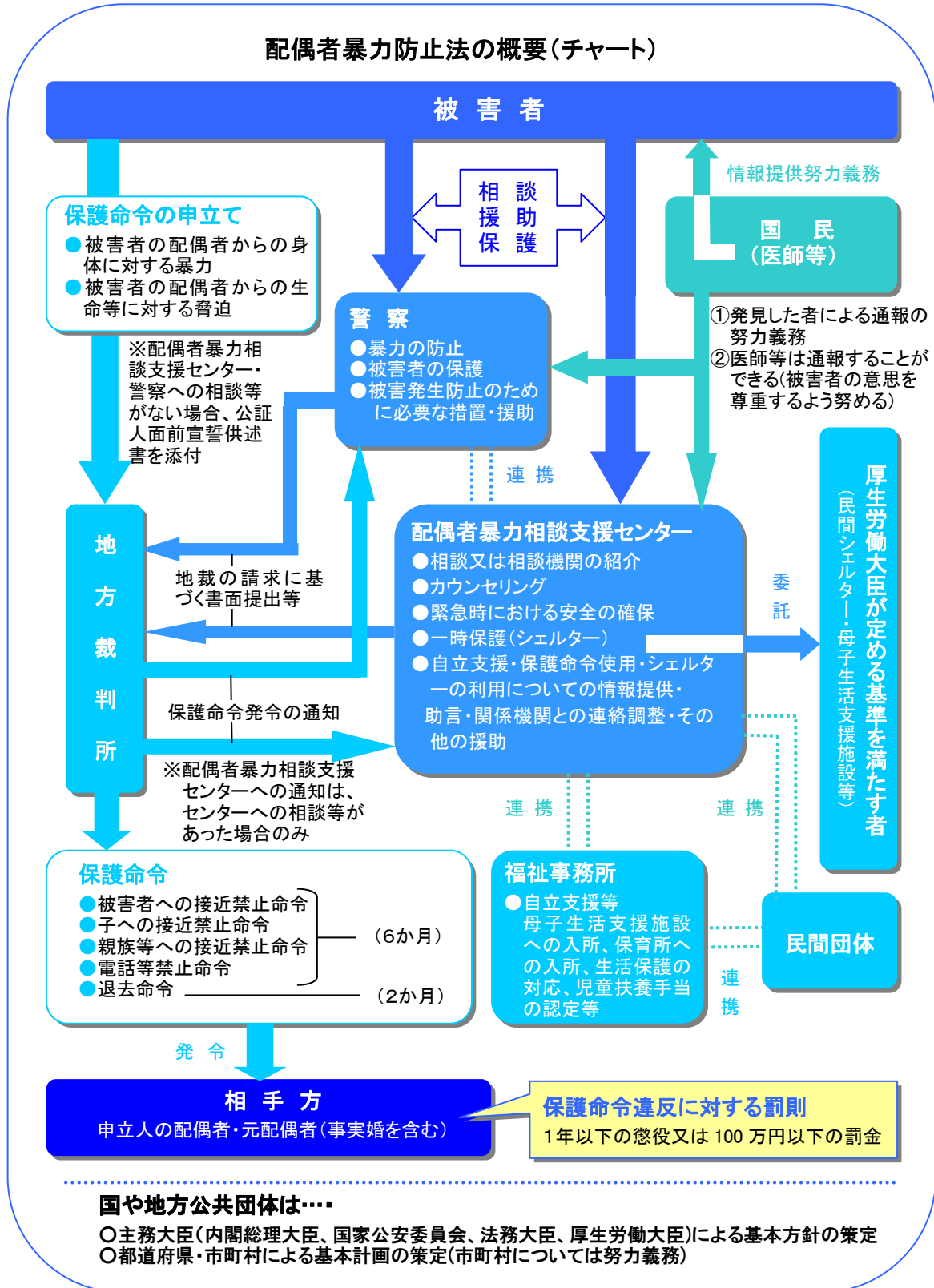
(2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化

(3) 苦情の処理等の対応の充実

3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）

3 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の概要



資料: 内閣府男女共同参画局

4 木津川市男女共同参画推進条例

平成19年3月12日条例第142号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第19条）

第4章 木津川市男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

木津川市は、木津川の豊かな流れと丘陵や田園の美しい緑のもと、独自の文化と歴史を育んできた。これらの歴史的資質と、関西文化学術研究都市としての資源との連携・調和を図り、地域特性を生かしながら新しい発想で、すべての人々がいきいきとくらせる、人にやさしいまちとなるよう男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきた。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女の平等な参画への妨げとなっている。

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男性と女性は、等しく個人として尊重され、ともにひとりの人間としての尊厳が重んじられなければならない。男女共同参画社会の実現は、すべての人がその人権を尊重しあい、社会のあらゆる分野において男女が性別にかかわらず、喜びも責任も分かち合い、ともに輝くまちづくりを進めるために重要である。

ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念等を定め、その取組を市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を目指した施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)をいう。
- (5) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭や地域、学校、職場その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じてともに健康な生活を営み、子供の養育、介護その他家庭生活における活動と、職業生活その他の社会生活における活動とがともに円滑に行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、京都府その他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の分野において、男女が職場における活動に対等に参画する機会及び待遇を確保するよう努めるとともに、職業生活における活動と当該活動以外の家庭生活における活動その他の活動とを円滑に行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(情報に関する留意)

第8条 市は、市が作成し、広く市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び配偶者等に対する暴力的行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表

現を行わないものとする。

- 2 市民、事業者は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第20条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、法令等により設けられた委員、委員会、審議会、審査会及びこれらに準ずるものの構成員の任命又は委嘱については、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均等を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、職員の登用及び職域の拡大については、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第11条 市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職を支援するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときには、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

(個人で営む事業における男女共同参画)

第12条 市は、農業及び商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動の両立等)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深め、情報を主体的に読み解くための能力の向上を図られるよう、情報及び学習機会の提供、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情の処理等)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者からの苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、次条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る市民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 木津川市男女共同参画審議会

(木津川市男女共同参画審議会)

第20条 第9条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議をするため、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

5 木津川市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年3月12日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市男女共同参画推進条例（平成19年木津川市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(苦情申出の方式)

第3条 条例第19条第1項の苦情の申出（以下「申出」という。）への対応については、市長に苦情申出書（別記様式第1号）の提出を求めて行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第4条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するもの以外のものであるときは、当該申出について条例第19条第1項の措置の必要性についての判断（以下「苦情申出に対する判断」という。）を行うものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を苦情申出不処理通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(審議会への意見聴取の諮問)

第5条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第1項各号に該当しないときは、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し、条例第19条第2項の規定により、当該申出に対する意見を求めることができる。

2 市長が、前項の規定による諮問をするときは、申出に係る施策の内容及び実施状況並びに申出に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による諮問をしたときは、申出人に対し、その旨を苦情申出に係る諮問通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第7条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる

機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付)

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

(市長等の措置)

第10条 市長は、審議会の答申書を受理したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

2 条例第19条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置とする。また、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じる。

3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する措置を講じたとき及び前項に規定する報告があったときは、申出人に対しその内容を苦情申出に係る措置決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

5 市長は、条例第19条第1項の措置の必要性がないと判断したときは、申出人に対しその旨を苦情申出に係る不措置決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(関係人の出席等)

第11条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(男女共同参画審議会)

第12条 条例第20条第5項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 公募に応じた住民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役職)

第13条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、生活環境部人権推進課において処理する。

(委任)

第16条 第6条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この規則は、平成19年3月12日から施行する。
様式（省略）

6 木津川市男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

分類		氏 名	役職等
第一号委員	学 識 経 験 者	○有賀 やよい	医師（神経内科）
		小嶋 二郎	校園長会代表
第二号委員	市 民	岡本 美佐子	女性の会会長
		杉山 幸子	女性の船木津川市部会代表
第三号委員	各 種 団 体 の 代 表 者	山本 貢	木津川市商工会会長
		松下 孝代	木津川市農業委員会代表
第四号委員	公 募 に 応 じ た 市 民	◎浅田 武之	人材リスト
		○廣野 浩	人材リスト
		徳上 幾江	公募

順不同、敬称略
◎会長、○副会長

7 男女共同参画推進に関する年表

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進本部」設置 ○「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の十年」始まる(～1985年)			
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○「国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)」開館	○女性政策担当窓口の設置 ○「京都府婦人関係行政連絡会」設置 ○「京都府婦人問題協議会」設置	
1979年 (昭和54年)	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		○「京都府婦人大学」開設 ○「京都府婦人対策推進会議」設置	
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981年 (昭和56年)		○「民法」一部改正施行 ○「国内行動計画後期重点目標」策定	○「京都府婦人の船」実施 ○「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表	
1982年 (昭和57年)			○「京都府婦人海外研修」実施	
1984年 (昭和59年)	○「国連婦人の十年」世界会議のためのエスキューブ地域政府間準備会議(東京)			
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の十年」最終年ナイロビ世界会議 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「国籍法」及び「戸籍法」改正施行 ○「男女雇用機会均等法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准	○ナイロビ世界会議NGOフォーラムへ女性を派遣 ○国連婦人の十年最終年記念大会「京都女性のフォーラム'85」開催	
1986年 (昭和61年)		○「婦人問題企画推進本部」拡充 ○「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ○「男女雇用機会均等法」施行 ○「国民年金法」一部改正施行		[旧木津町] ○木津町福祉会館(働く婦人の家、老人福祉センターB型)開館

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○「京都婦人関係行政推進会議」発足 ○「京都府婦人問題検討会議」設置	
1989年 (平成元年)		○学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修など)	○「KY0のあけぼのプラン」策定・公表 ○「女性政策課」設置 ○「女性政策推進本部」設置 ○「京都府女性政策推進専門家会議」設置	
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」公布(1992年施行)		
1993年 (平成5年)	○国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「パートタイム労働法」施行		
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言及び行動計画」採択	○「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置(政令) ○「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	○「京の女性史」発刊 ○第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣	[旧木津町] ○福祉課に「女性政策係」設置
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画推進連携会議」発足 ○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「KY0のあけぼのプラン」改定 ○「京都府女性総合センター(現京都府男女共同参画センター)」設置	[旧木津町] ○職員対象に実態調査を実施
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会」設置(法律) ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「介護保険法」公布		[旧木津町] ○働く婦人の家に「女性政策係」設置 ○住民対象に実態調査を実施
1998年 (平成10年)		○「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申		[旧木津町] ○「女性施策推進会議」設置 ○町内企業に実態調査を実施

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○「男女共同参画推進会議」設置 ○「男女共同参画推進懇話会」設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○「男女共同参画社会をめざす木津町行動計画－キラリさわやかプラン」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画会議」設置 ○「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ○第1回「男女共同参画週間」 ○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「京都府男女共同参画計画－新KYOのあけぼのプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○木津町立小中学校男女混合名簿導入
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正施行 		<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○職員対象に実態調査を実施
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 		<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○住民対象に実態調査を実施 〔旧加茂町〕 ○「加茂町男女共同参画基本条例」制定
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「京都府男女共同参画推進条例」施行 ○「京都府男女共同参画審議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○働く婦人の家を女性センターに名称変更 ○「男女共同参画の視点から考える表現の手引き」作成 ○「木の津ふるさと体験集～女性の生き方から学ぶ～」作成〔旧加茂町〕 ○「加茂町男女共同参画審議会条例」制定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 〔旧木津町〕 ○「第2次キラリさわやかプラン－木津町男女共同参画計画」策定

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ○「新KYOのあけぼのプラン後期施策の重点項目及び数値目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内企業に実態調査を実施 ○「木津町男女共同参画推進条例」制定 ○「木津町男女共同参画審議会」設置
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和と推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○旧木津町・旧加茂町・旧山城町の合併により木津川市誕生 ○「木津川市男女共同参画推進条例」制定 ○「木津川市男女共同参画推進会議」設置 ○「木津川市男女共同参画審議会」設置
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の参画加速プログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ワークライフバランス専門部会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「木津川市男女共同参画に関する市民アンケート調査」実施
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「木津川市男女共同参画計画策定のための市民意見交換会」開催 ○「木津川市男女共同参画計画」策定
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本法」（第3次）策定		
2011年 (平成23年)	<p>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNWomen）」発足</p> <p>ILOとUNWomenが職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結</p>		京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン（第3次）」施行	
2012年 (平成24年)		「女性の活動促進による経済活性化」行動計画」策定		
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正		
2014年 (平成26年)				「木津川市男女共同参画計画後期計画」策定

8 用語の解説

	用語	説明
あ行	育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。 労働者が申出を行うことによって育児休業（父母ともに1歳2か月に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。
	H I V／エイズ (human immunodeficiency virus / acquired immuno-deficiency syndrome)	エイズとは、H I Vウイルスに感染し、発病するとA I D S（後天性免疫不全症候群）という慢性難治性疾患になることをいいます。異性間の性行為においては、男性より女性の方が感染しやすく、日本の女性の感染者・患者は、夫からの感染による場合が多く、また、出産や母乳などによる母子感染もあります。
	N P O (Non Profit Organization)	教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織（法人格の有無は問わない）のことをいいます。
か行	家族経営協定	家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組めるようにするため、家族の皆が話し合ってから方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものをいいます。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に生む平均の子ども数を表します。これがおよそ2.08を割った状態が継続すると、いずれ人口減少がはじまるといわれています。
	固定的な性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいいます。
さ行	ジェンダー (gender)	社会的・文化的に形成された男女の性別による差異をいいます。生物学的な性別を意味するセックスと区別して使われます。
	次世代育成支援対策推進法	平成27年（2015年）3月末までの時限立法。次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備や取組を国・地方公共団体・事業主が積極的に進めようというもので、市や県は、地域における子育て支援・仕事と家庭の両立の推進などについて、5年ごとに行動計画を策定しなければなりません。また、事業主においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定しなければなりません。
	女子差別撤廃条約	正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。昭和54年（1979年）に国連で採択され、日本は男女雇用機会均等法など国内法の整備をした後、昭和60年（1985年）に批准しました。この条約では、あらゆる分野における性差別を撤廃するために、法律などを定め、既存の法律、慣習などを修正又は廃止することなどが定められています。

	用語	説明
	女性 2000 年会議	第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、さらなる行動とイニシアティブを検討するため、平成 12 年（2000 年）にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。
	女性のエンパワーメント	女性一人ひとりが政治・経済・家庭などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力や能力を發揮することをいいます。ネットワークを広げたり、社会参画することなども含まれます。
	ストーカー (ストーカー規制法)	正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。特定の相手に対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を繰り返す人のことをいいます。ストーカー行為等を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置などを定めることにより、身体、自由、名誉、生活の安全と平穩をストーカー行為の被害から守ることを目的としています。
	世界行動計画	昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年メキシコ会議で採択されました。固定的性別役割分担の社会通念打破に挑み、その後の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えるものとなりました。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、単に雇用の場のみならずさまざまな生活の場でおこりえるものです。
	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。（例えば、審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つです）
た行	男女共同参画会議	平成 13 年（2001 年）1 月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国务大臣 12 名と内閣総理大臣の任命する有識者 12 名により構成されています。
	男女共同参画基本計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村も区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならないとされています。

	用語	説明
	男女共同参画局	平成 13 年（2001 年）1 月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整などを担う機関として内閣府が設置されました。この内閣府で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、国・地方公共団体、国民が男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日公布・施行されました。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年（1999 年）6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年（2001 年）度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」と定めています。
	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律です。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法の定めにより、国や地方公共団体は事業主として策定することとされた計画で、職員が子育てをしながら安心して仕事ができるような雇用環境の整備その他の取組をいいます。
な行	ナイロビ将来戦略	正式には「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」といいます。国連婦人の十年の最終年に当たる昭和 60 年（1985 年）にケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択されました。あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっています。

	用語	説明
	ノーマライゼーション (Normalization)	高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、ノーマルであるという考え方をいいます。
は行	配偶者からの暴力 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。 平成13年(2001年)制定、平成16年(2004年)改正、平成20年(2008年)1月に改正施行され、主な改正のポイントとしては、保護命令制度の拡充や市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターに関する改正、裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知がされるようになりました。
	パートタイム労働法	正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。平成5年(1993年)6月制定、12月施行されました。この法律では、パートタイム労働者に対する雇用改善などが事業主の努力義務として定められています。
	パートナーシップ (partnership)	互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力しあう関係。共存・共生できる関係をいいます。
	バリアフリー (barrier free)	障がいのある人が社会生活をしていく上で行動の妨げになる障壁(バリア)を取り除き、暮らしやすい環境をつくる考え方をいいます。最近では社会的、制度的、心理的及び精神面での障壁(バリア)をなくす意味でも使われます。
	北京宣言及び行動綱領	平成7年(1995年)に北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しています。これは「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)」として位置づけられ、12の重大問題領域をあげ、それぞれについて戦略目標と、とるべき行動が提示されています。
ま行	メディア・リテラシー (media literacy)	メディア(新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど)からの情報や内容を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアの技術的活用、批判的受容、能動的表現という3要素のバランスが肝要とされています。
や行	ユニバーサルデザイン (universal design)	「すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)」を意味します。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていこうという考え方をいいます。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、自分の生涯にわたる健康を主体的に確保する必要があるという考え方をいいます。
	労働基準法	労働基準法とは、労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者(パートタイム労働者などを含む)を使用するすべての事業場に適用される法律のことです。